

(1)「国連決議・ILO勧告をふまえ、協同組合をはじめとする非営利・協同セクターを育成・支援するための政策の充実を求めます」について

「協同組合をはじめとする非営利・協同セクターに関する縦割り行政を見直し、その育成・支援のための統一した方針・計画の策定及び統一窓口の設置を求めます」について

「地域再生事業や第1次産業への、協同組合や事業型NPOなどの参入促進策を求めます」について

「地域貢献を目的に、出資し合い協同経営で働く協同組合の法制化を求めます」について

「中間支援組織への支援の仕組みを求めます」について

「志のある」預金・出資を活かす社会的金融の仕組みを求めます」について

(回答)

回答なし。党としては現時点で検討していない。

「(2)食の安全・安心と自給力の向上をめざして、食品表示制度の抜本改正を求めます」について

「加工食品のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化を求めます」について

(回答)

- 1 食品表示については、消費者の商品選択にとって重要な情報と認識しています。
- 2 加工食品の原料原産地表示については、消費者の関心の高さを踏まえ、昨年7月から、「食品の表示に関する共同会議」(農林水産省と厚生労働省が共同で開催する審議会)において議論されているところです。今後、中間的にとりまとめられた論点、消費者等の意見及び「米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」附則などを踏まえて、本年秋を目途に結論を得ることとされていますので、検討状況を注視してまいりたいと考えています。
- 3 また、トレーサビリティとは、生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通じて、食品の移動が把握できることです。
トレーサビリティを確立することは、食品事故の際の迅速な回収等のための基礎として重要と考えています。トレーサビリティを確立するためには、食品メーカーのみならず、食品の流通に関与する農業者や中小事業者の方々にも取引先の名称等の記録を作成し保存していただく必要があります。
- 4 このため、今後、まず、中小事業者でも容易に取り組める入出荷記録の作成・保存マニュアルの策定や品目・業態に対応した取組方策の検討等を行い、農業者、中小事業者も取り組める環境づくりを進めていくこととしています。

「全ての食品・飼料の遺伝子組み換え(GM)義務表示を求めます」について

(回答)

- 1 遺伝子組み換え食品に係る表示制度については、国際的な規格はありませんが、安全性の審査を終了したも

のみ流通が認められていることを踏まえ、その義務化については、各国の実情を踏まえて様々な考え方があります。

- 2 我が国では、食品としての安全性が認められた遺伝子組換え農産物を原料とする食品について、
- (1) 組み換えられたDNA、タンパク質が含まれる32食品群に表示を義務付けておりますが、
 - (2) 組み換えられたDNA、タンパク質が加工工程で除去又は分解される食品(しょう油、油など)については、表示の義務付けは行っておりません。

これは、

非遺伝子組換え食品と科学的に差がないため、品質の違いを示す表示の義務化にはなじまないうえ、組み換えられたDNAやタンパク質を最終製剤中で検出できず、その混入を検証できないため、表示の正確性が担保できない

ためです。

- 3 また、重量比で5%未満の原材料について遺伝子組換えに係る表示を義務付けていませんが、これは、加工食品は、多種多様な原材料を使用し、様々な加工段階を経ること
- 表示の国際基準であるコーデックスの「包装食品表示一般規格」では、全原材料中で重量が5%未満の複合原材料については、その原材料名の表示を省略できること

等を踏まえたものです。

- 4 このような考え方に加え、1万通を超えるパブリックコメントを踏まえ、また、我が国における農産物の流通や加工の実情等も勘案するなど総合的に検討した結果、現在の表示制度となっています。
- 5 遺伝子組換え体飼料については、飼料安全法に基づき食品安全委員会等の意見も聴いた上で、安全性が確認されたもののみ輸入され飼料として利用されておりますが、とうもろこしなどの大半が遺伝子組換え体となっている中で非組換え体飼料の確保は極めて困難であることに加え、組換え体飼料との価格差はかなり大きくなっており、多くの畜産農家は組換え体飼料を利用しております。
- 6 このような状況の中、表示を義務化した場合、飼料のコストアップにつながり、ひいては畜産物の価格上昇につながるおそれもあると考えられ、義務化については慎重に考える必要があります。

「クローン由来食品の表示義務化を求めます」について

(回答)

- 1 食品安全委員会は、体細胞クローン家畜に由来する食品の安全性について、6月25日に最終的な評価結果をとりまとめました。このことを受け、26日に農林水産省が「対応方針(案)」を公表したところです。
- 2 農林水産省の示した対応方針(案)では、
現状として、現行の技術水準では、体細胞クローン家畜を作出する生産率が極めて低く、商業生産への利用は見込まれない状況であること
対応として、体細胞クローン家畜の生産物は研究期間内で適切に処分すること
等が示されています。
- 3 したがって、現時点では体細胞クローン家畜由来の食品については、国内流通が見込まれる状況にはなく、流通を前提とした表示の検討を行う以前の段階と考えております。
- 4 また、現時点では、米国、欧州を含めた各国において体細胞クローン技術を用いた家畜やその後代に由来する食品が実際に流通しているという情報は得られておらず、それらが我が国に輸入されている情報もございません。

- 5 なお、受精卵クローン牛に由来する食品の表示の取扱いについては、平成12年に、消費者の代表、学識経験者、生産技術研究者、流通業者の代表等をメンバーとする懇談会で検討し、パブリックコメントによせられた御意見等を踏まえて定めていると聞いております。